

一般社団法人全国日本学士会会費規則（案）

平成25年6月20日 定時社員総会承認

（目的）

第1条 一般社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）定款第7条第1項の規定に基づき、会員の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

（入会金）

第2条 入会金は、5,000円とする。ただし、定款第5条第2号に掲げる賛助会員は無料とする。

（会費）

第3条 会費の年額は、次のとおりとする。

正会員	一口	10,000円
賛助会員	個人会員 一口	20,000円（一口以上）
	法人会員 一口	500,000円（一口以上）

（会費の使途）

第4条 会費は、本会の管理・運営及び事業の実施に使用するものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

【参考】

一般社団法人全国日本学士会定款

（入会金及び会費）

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。